平成２８年（フ）第１５号
石川県鹿島郡中能登町小竹キ部25番地
債務者　武田　一博
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第１０５号
長野県安曇野市穂高5500番地　安曇野ハイツ新庄　105
債務者　宮下　祐二
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１０６号
長野県安曇野市穂高5500番地　安曇野ハイツ新庄　105
債務者　宮下美保子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１２３号
三重県津市上弁財町13番24号　ラフィーネ201号室
債務者　平末　恒雄
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９２号
兵庫県明石市大久保町高丘７丁目８番地　82棟503号
債務者　下西由美子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
愛媛県松山市北斎院町629番地12
債務者　村木　理恵
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９７号
愛媛県松山市小栗町317番地１　児玉ハイツ109号
債務者　前田　錠二
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４号
福岡県飯塚市大分1487番地１　市営長楽寺団地住宅１棟305号
債務者　藤田ミサ子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１９０号
宮崎県東諸県郡国富町大字深年4850番地１、前住所宮崎市清武町加納甲1929番地18　コーポ21加納301号
債務者　工藤　　喬
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９８号
宮崎市大字内海1140番地５
債務者　世古　直之
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７９号
宮崎県延岡市瀬之口町１丁目４番地11　瀬之口ビル501
債務者　高市　彩華
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第６２号
岩手県花巻市石鳥谷町中寺林第７地割46番地３、旧住所岩手県奥州市江刺区岩谷堂字下苗代沢672番地　下苗代沢住宅１―15号
債務者　和賀　民男
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第８１号
広島県府中市府中町653番地２　上本町レジデンスＡ－３
債務者　吉川　　亮
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第９３号
広島県福山市御幸町大字下岩成1004番地１　岩成ハイツ103
債務者　池田　則子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２９４３号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目４番９―304号
債務者　岩永愛子こと吉井愛子こと　野田　愛子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４６号
静岡市清水区高橋３丁目10番28号　エール下野102号
債務者　大井　　隆
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月12日午後３時45分
静岡地方裁判所民事第２部